

○完成工事高を確認するため、審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る、次に掲げる全ての書類の写しが必要となります。（提示書類）

- ア 法人にあつては、法人税確定申告書別表一（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要）。電子申告による場合は、税務署からの受信通知を含む）及び決算報告書のうち損益計算書
個人事業主にあつては、所得税確定申告書第一表（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要）。電子申告による場合は、税務署からの受信通知を含む）、第二表及び収支内訳書又は青色申告決算書
- イ 消費税及び地方消費税確定申告書控及び添付書類（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要）。電子申告による場合は、税務署からの受信通知を含む）ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（その1・納税額等証明書）※発行日から3か月以内

（注意事項）

- ・ 消費税及び地方消費税確定申告書及び添付書類並びに納税証明書については、免税期間については不要です。
- ・ 完成工事高計算基準の区分に応じた年度（2年又は3年の期間）において経営事項審査を受審した場合は、当該区分に応じた年度に係るこれらの書類の提出は必要ありません。
- ・ 消費税及び地方消費税確定申告書の課税標準額が完成工事高より小さい場合や、同申告書における差し引き税額（⑨欄）と地方消費税の納税額（⑳欄）の合計額が納税証明書の納税すべき額と一致しない場合はその理由の説明書（代表者印の押印が必要）及び修正申告書写し等の資料を提出してください。
- ・ 完成工事高に、工事請負以外の売上は、含めないでください。
- ・ 消費税の納税証明書は申告額を確認しますので、未納であっても確定申告後には発行可能です。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ・ 上記については、消費税及び地方消費税確定申告書の課税標準額、売上高、完成工事高、消費税及び地方消費税の納税証明書の整合性を確認してから受付となります。

※ 決算期の変更等決算期間が12ヶ月未満の場合の完成工事高の計算方法

例：令和5年6月1日に個人事業から法人を設立し、令和6年3月31日が直近の決算日である場合

決算期 ①	令和5年6月1日～令和6年3月31日	（法人）	10ヶ月
②	令和5年1月1日～令和5年5月31日	（個人）	5ヶ月
③	令和4年1月1日～令和4年12月31日	（個人）	12ヶ月

⇒審査対象事業年度は、当期：令和5年4月～令和6年3月
前期：令和4年4月～令和5年3月とし、

当期の完成工事高は、①の完成工事高（10ヶ月分）に、②のうち、4月、5月の2か月分を加える。

当期完成工事高＝①＋②×2ヶ月/5ヶ月

前期の完成工事高は、②の完成工事高のうち、3か月分と③の完成工事高のうち、9か月分を加える。

前期完成工事高＝②×3ヶ月/5ヶ月＋③×9ヶ月/12ヶ月

前々期を算出する場合も同様に計算します。

○ 契約後VEに係る完成工事がある場合

完成工事高の評点算出にあたっては、契約後VEに係る完成工事については、減額前の額で計算します。従って、工事種別完成工事高を算出するにあたっては、当該工事については減額前の額で計上してください。差額の確認のため、契約後VE縮減額証明書又は減額契約書と技術提案料金の支払い明細書等の写しを提出してください。

VE (Value Engineering) とは、目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は、同等のコストで機能を向上させる技術のことです。

契約後VEとは、主に施工段階における現場に則したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後受注者が施工方法等について技術提案を行い採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案の誘引を与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する額を受注者に支払うことを前提として契約額の減額変更を行う方式のことです。